

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

後期高齢者医療被保険者に対し、有効期限が平成26年7月31日の、新しい「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。
◇「被保険者証」の交付について
7月下旬
簡易書留で郵送されます。
新しい被保険者証は届いた日よりお使いになれます。
8月1日以降
現在の被保険者証は使用できなくなります。

古い被保険者証は、ハサミ等で細かく裁断するなどして、廃棄していただきますようお願いいたします。
◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について
被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。
入院時、医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。高額な外来診療を受けた時も同様で、自己負担限度額までの負担となります。

お問合せ 住民課 ☎66-13405(直通)

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成事業を行います。

○対象者
身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の聴力レベル30dB以下70dB未満の18歳未満の子供
○補助対象
補聴器の購入費用の2/3
修理等は対象になりません。
必ず事前に申請が必要です。

○申請に必要なもの
①申請書 ②医師意見書 ③見積書

○申請先・お問合せ
福祉保健課 ☎64-4836(直通)

平成26年11月 重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を変更します。

障害者の医療費を助成する重度心身障害者医療費助成事業の助成方法を、平成26年11月より現在の窓口無料から自動還付方式に変更します。
自動還付方式とは、県内の医療機関受診時に窓口で自己負担分を一旦支払いますが、その都度申請手続きを行わなくても3ヶ月程度で自動的に受給者の口座に自己負担分が振込まれる方法です。
また、窓口でのお支払いが困難な方のため、事前に自己負担分をお貸しする制度も準備する事としています。
今回の助成方法の変更について、多くの皆様にお伝えするため、次とあり説明会を開催します。ぜひご参加ください。
なお、事前申込みは不要です。

開催日時 平成25年8月9日(金) 午後1時30分～午後3時
会場 中富総合会館 AB会議室
身延町切石360
住所 山梨県福祉保健部障害福祉課
お問合せ TEL 055-1223-114 954
FAX 055-1223-114 644

平成25年度 山梨県障害者文化展作品募集

障害のある人たちが、趣味や技術を活かして作成した作品を募集します。

○募集内容
手芸、絵画、書道、文芸(詩、俳句、川柳、作文等)、工芸、陶芸等の作品
お一人、一点の出品とさせていただきます。
○募集期間
7月16日(火)から7月26日(金)まで
○展 示
8月28日(火)から9月2日(日)の6日間、山交百貨店 5階催し会場にて

○申込先・お問合せ
福祉保健課 ☎64-4836(直通)

ひとり親家庭医療費助成事業について

ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した場合に、本人の負担した費用(保険適用分)を助成します。
※入院時食事療養費については15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。

助成対象者
南部町内に住むひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童等(児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

助成条件
○ひとり親家庭の申請者が所得税非課税であること(非課税には、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の上乗せ部分の廃止がないとみなして計算した場合に税額がゼロとなる場合を含む)
○同居している扶養義務者がいる場合(住民票上の世帯とは関係なく、同所同地番に3親等内の直系血族兄弟姉妹がいる場合)は、その扶養義務者の所得額が定められた所得制限額以下であること
※児童扶養手当制度に準じた所得制限があり、ただし、次の場合には助成対象となりません。
・生活保護を受けている者
・里親に委託されている者
・児童福祉施設等に入所している者
・重度心身障害者医療費助成制度を受けている者

児童扶養手当について

「児童扶養手当」とは、次のいずれかに該当する児童について、父又は母がその児童を監護し、かつ、生計を同じうしている場合に支給されます。
○父母が婚姻を解消した児童
○父または母が死亡した児童
○父または母が一定の障害の状態にある児童
○父または母が裁判所からDV防止法第10条第1項による保護命令を受けた児童
○未婚の母の子等
○児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者※児童が一定の障害を有する場合は20歳未満の者

手当額(月額)
児童1人の場合
全部支給：41,430円
一部支給：41,420円
児童2人以上の加算額
2人目：5000円
3人目以降
1人につき：3,000円

支払方法
4月、8月、12月の年3回、受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

★児童扶養手当現況届について
毎年8月は「現況届」の提出月です。これは、引き続き受給する資格の有無及び手当額を審査・決定する大事な手続きとなります。対象者へは書類を郵送致します。

※児童扶養手当には所得制限等があり、個々のご家庭が支給要件に該当するかについて詳しくは、役場子育て支援課にご相談ください。

こんにちは! 南部町包括支援センターです!!

在宅介護や医療、看護に関する情報を皆さんに知っていただくために、町内の利用者さんを担当している各事業所ケアマネジャーによるペンルー形式でお知らせしています。今回は居宅介護支援事業所のぶ荘が担当します。

私たち事業所には、3人のケアマネジャーが在宅で暮らしている方々とお付き合いをさせていただいています。三人寄れば文殊の知恵といいますが、「ああでもない、こうでもない」といいながら和気あいあいとした雰囲気の中で仕事をしています。

さて、皆さんは老後をどのように過ごしたいですか。健康な時は想像がしにくいものですが、ちょっと考えてみましょう。夫婦二人の生活、子ども家族とにぎやかな生活、それとも福祉施設での暮らし、選択肢はいくつかありますが現実はなかなか複雑です。そんな中、「家で一人暮らしを続けたい」と強く願い、その願いを支援し続けた家族を紹介します。

30年前にご主人がなくなり、一人息子は町外で生活、ご本人は畑仕事などをしながら、生活をしていました。息子さんと仲が悪いわけでもないが、いつも口喧嘩をし、ご本人は息子さんの話は絶対聞きませんでした。介護保険サービスを利用して一人で暮らしていましたが、転倒や体調不慮を繰り返すようになってしまいました。しかし、頑として家にいることにこだわり続け、息子さんも「本人がそうしたならそれでいい」と仕事を終えた後、毎晩一時間以上かけ自宅へ泊りに通い続けました。息子さんは介護力がある方ではありませんが、「今、自分ができること」を精一杯していましたし、かかわってくれるサービス提供事業所も臨機応変に対応してくださったおかげで、ご本人の「家に居続ける」思いをかなえることができました。

独居や老夫婦世帯が増え、家族力も衰えています。一人一人ができることを見つけながら、理想とする暮らしに少しでも近づけるお手伝いをさせていただくのもケアマネジャーの仕事でもあると思います。まずは、何でも相談を聞き、お互いによく話をしながらその方や家族に合った支援を考えていきます。皆さんもお気軽に声をかけてください。

平成25年8月30日(金)より特別警報が始まります。

「特別警報」とは

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

「特別警報が対象とする現象」とは

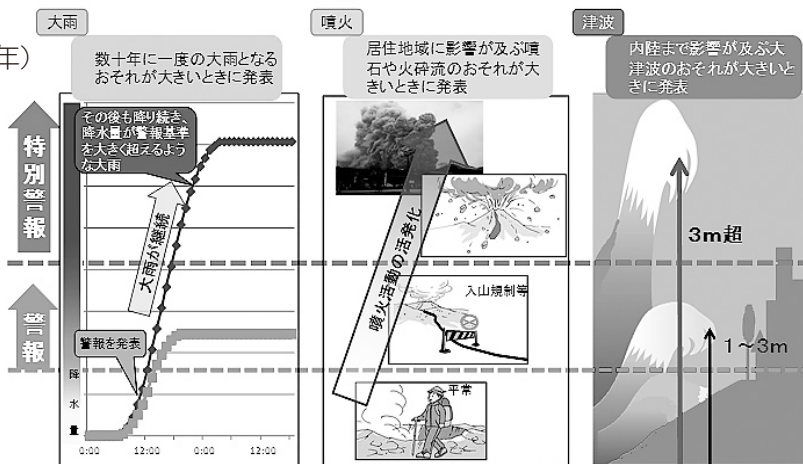
「東日本大震災」による大津波(2011年)
「平成23年台風第15号」による豪雨(2011年)
「三宅島の噴火」(2000年)
等となります。

「特別警報が出た場合」

お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

大雨等においては、時間を追って段階的に発表される気象情報、注意報、警報を活用して、早め早めの行動をとることが大切です。

「特別警報」イメージ



※気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>をご覧ください。